

再居

再び居住の用に供した場合の (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の手続をされる方へ

税 務 署

この説明書では、住宅の取得等又は住宅の増改築等をして居住の用に供していた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由により、その家屋を居住の用に供しなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合で、次の特例を受ける場合の要件や手続について説明しています。

【再び居住の用に供した場合の再適用】（1ページをご覧ください。）

住宅借入金等特別控除を適用していた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由により、控除の適用を受けていた家屋をその方の居住の用に供しなくなったことにより住宅借入金等特別控除の適用ができなくなった後、その事由が解消し、その家屋を再びその方の居住の用に供した場合

【再び居住の用に供した場合の適用】（5ページをご覧ください。）

- ① 住宅の取得等又は住宅の増改築等をして、平成21年1月1日から平成24年12月31日までの間に、自己の居住の用に供した方が、その居住の用に供した日以後その年(以下「当初居住年」といいます。)の12月31日までの間に、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由により、その家屋をその方の居住の用に供しなくなった後その事由が解消し、当初居住年の翌年以後再びその家屋を居住の用に供した場合
- ② 住宅の取得等又は住宅の増改築等をして、平成25年1月1日以後に、自己の居住の用に供した方が、当初居住年の12月31日までの間に、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由により、その家屋をその方の居住の用に供しなくなった後その事由が解消し、その家屋を再び居住の用に供した場合

※ この説明書は、平成29年分の確定申告で(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用又は適用の手続をする方を中心に説明しています。

※ この説明書は、平成29年11月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

I 再び居住の用に供した場合の再適用

1 再び居住の用に供した場合の再適用が受けられる方

次の(1)から(5)のいずれにも該当する方は、住宅用家屋の新築、購入若しくは増改築等（以下これらを併せて「住宅の取得等」といいます。）又は住宅用家屋の高齢者等居住改修工事等、（特定）断熱改修工事等若しくは特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等（以下これらを併せて「住宅の増改築等」といいます。）をして（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋を居住の用に供しなくなったことにより（特定増改築等）住宅借入金等特別控除が受けられなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用年のうち、再び居住の用に供した年以後の各適用年について、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受けることができます。

ただし、再び居住の用に供した日の属する年にその家屋を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年以後の各適用年について再適用を受けることとなります。

- (1) 家屋を居住の用に供しなくなった日の属する年の前年分以前において、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていたこと。
- (2) 居住の用に供しなくなったことが、①給与等の支払をする者(勤務先)からの転任の命令に伴う転居又は

- ②その他①に準ずるやむを得ない事由によること。
- (3) 家屋を当初居住の用に供した日等の区分に応じて、再び居住の用に供した日がそれぞれ次の期間内であること。
- ① 居住の用に供した日が平成20年1月1日から平成28年12月31日までである場合(②又は③に当てはまる場合を除きます。)……………その居住の用に供した日の属する年以後10年間
 - ② 平成19年1月1日から平成20年12月31日までに居住の用に供し、住宅借入金等特別控除の控除額の特例の適用を受けている場合……………その居住の用に供した日の属する年以後15年間
 - ③ 平成25年1月1日から平成28年12月31日までに居住の用に供し、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合……………その居住の用に供した日の属する年以後5年間
- (4) 再び居住の用に供した日以後の各年においてその年の12月31日(その方が死亡した日の属する年又は家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年にあつては、これらの日)まで引き続き居住の用に供していること。
- (5) 家屋を居住の用に供しなくなる日までに、居住の用に供しないこととなる事情の詳細その他一定の事項を記載した『転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書』を、家屋の所在地の所轄税務署に提出していること。

2 再び居住の用に供した場合の再適用が受けられない年分

次の(1)から(3)のいずれかに該当する年分については、再び居住の用に供した場合の再適用は受けられません。

(1) 自己の合計所得金額が3,000万円を超える年分

(注) 「合計所得金額」とは、総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等の配当等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額です。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

(2) 再び居住の用に供した場合の再適用を受けていた家屋を居住の用に供しなくなった年以後の各年分(再びこの再適用を受ける年分を除きます。)

(注) 死亡した日の属する年分については、その新築や購入した家屋又は増改築等をした部分を再び居住の用に供した日以後その日まで引き続き居住の用に供していた場合には、その日の住宅借入金等の残高を基にこの再適用を受けることができます。

(3) 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した家屋について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条又は都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定により計画の認定の取消しを受けた場合には、その取消しを受けた日の属する年以後の各年分

3 再び居住の用に供した場合の再適用を受けるための手続と必要な書類

(1) 家屋を居住の用に供しなくなる日までに必要な手続

家屋を居住の用に供しなくなる日までに、『転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書』の所定の欄に次のイからトの事項を記載して、家屋の所在地の所轄税務署に提出する必要があります。

また、税務署から『年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書』及び『給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書』の交付を受けている場合には、それらの未使用分をこの届出書と一緒に提出する必要があります。

イ 届出書を提出する者の氏名及び住所(国内に住所がない場合は居所)

ロ 給与等の支払者の名称及び所在地

ハ 居住の用に供しないこととなった事情の詳細

ニ 居住の用に供しなくなる年月日

ホ 居住の用に供しなくなる日以後に居住する場所並びに給与等の支払者の名称及び所在地

ヘ 家屋を当初居住の用に供した年月日

ト その他参考事項(居住の用に供しない期間の家屋の用途(予定)、再び居住の用に供する日(予定日)など)

(2) 再適用を受ける最初の年分

『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)』の一面から三面の所定の欄に必要事項を記載して、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」にその控除額を、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等(4から6の記載例参照)を転記するとともに、その計算明細書及び金融機関等から交付を受けた『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』(2か所以上から交付を受けている場合には、その全ての証明書)を確定申告書と一緒に税務署に提出する必要があります。

なお、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。))の適用がある場合は『(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書』を併せて提出する必要があります。

また、連帯債務に係る住宅借入金等を有する方は、『(付表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書』を併せて提出する必要があります。

(注) 平成27年分以前の申告では、この控除を受ける方の住民票の写し(マイナンバー(個人番号)が記載されていないもの)も必要です。

※ この再び居住の用に供した場合の再適用を受ける方が、この再適用を受ける住宅借入金等以外の住宅借入金等についても(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合には、税務署にお尋ねください。

(3) 再適用を受ける2年目以後の年分

① 確定申告書を提出してこの再適用を受ける場合

『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)』の所定の欄に必要事項を記載して、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」にその控除額を、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等(4から6の記載例参照)を転記するとともに、その計算明細書及び金融機関等から交付を受けた『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』(2か所以上から交付を受けている場合には、その全ての証明書)を確定申告書と一緒に税務署に提出する必要があります。

(注) 既に年末調整によってこの再適用を受けた給与所得者がある場合には、金融機関等か

ら交付を受け、次の②により年末調整を受けるときまでに給与の支払者に提出した『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』は確定申告書と一緒に税務署に提出する必要はありません。ただし、年末調整によりこの控除を受けた住宅借入金等以外の住宅借入金等についてもこの控除を受けるためその年分の確定申告書を提出する場合には、金融機関等から交付を受けた『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』は年末調整を受けるときまでに給与の支払者に提出したものと含めて確定申告書と一緒に税務署に提出する必要があります。

② 給与所得者が年末調整によってこの再適用を受ける場合

確定申告をしてこの再適用を受けた給与所得者は、その確定申告をした年の翌年以後の各年分の所得税について、年末調整によってこの再適用を受けることができます。年末調整によってこの再適用を受けようとする方は、必要事項を記載した再居住者用の『給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書』、『年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書』及び金融機関等から交付を受けた『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』(2か所以上から交付を受けている場合には、その全ての証明書)を年末調整を受けるときまでに給与の支払者に提出する必要があります。

- (注) i 年末調整によってこの再適用を受けようとする各年の12月31日まで居住する見込みであるとしてこの再適用を受けた場合でも、同日まで居住していない場合には、この再適用を受けることはできません。
- ii 確定申告書を提出してこの再適用を受けた給与所得者で『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)』の「9 控除証明書の要否」欄の「要する」の文字を○で囲んだ方には、確定申告によって再び居住の用に供した場合の再適用を受けた年の翌年以後の年分の再居住者用の『給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書兼年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書』が税務署から送付されます。
- iii 年末調整によってこの再適用を受けた給与所得者が確定申告する場合は、申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」にその控除額を、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等(4から6の記載例参照)を記載します。

なお、再び居住の用に供した場合の再適用を受ける方が、災害により家屋を居住の用に供することができなくなった場合などの手続については、税務署にお尋ねください。

II 再び居住の用に供した場合の適用

1 再び居住の用に供した場合の適用が受けられる方

①住宅の取得等又は住宅の増改築等をして、平成21年1月1日から平成24年12月31日までの間に、自己の居住の用に供した方が、当初居住年の12月31日までの間に、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由により、その家屋を居住の用に供しなくなった後その事由が解消し、当初居住年の翌年以後再びその家屋を居住の用に供した場合には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用年のうち、再び居住の用に供した年以後の各適用年について、②住宅の取得等又は住宅の増改築等をして、平成25年1月1日以後に、自己の居住の用に供した方が、当初居住年の12月31日までの間に、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由により、その家屋を居住の用に供しなくなった後その事由が解消し、再びその家屋を居住の用に供した場合には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用年のうち、再び居住の用に供した年以後の各適用年について、次の(1)から(4)のいずれにも該当するときは、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

ただし、再び居住の用に供した日の属する年にその家屋を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年以後の各適用年についてこの適用を受けることとなります。

- (1) 住宅の取得等又は住宅の増改築等の日から6か月以内にその方の居住の用に供したこと。
- (2) その住宅の取得等又は住宅の増改築等のための住宅借入金等を有すること。
- (3) 再び居住の用に供した日以後の各年においてその年の12月31日(その方が死亡した日の属する年にあつては、その日)まで引き続き居住の用に供していること。
- (4) その他(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用要件を満たしていること。

2 再び居住の用に供した場合の適用が受けられない年分

次の(1)から(3)のいずれかに該当する年分については、再び居住の用に供した場合の適用は受けられません。

- (1) 自己の合計所得金額(Ⅰ2(1)参照)が3,000万円を超える年分
- (2) 再び居住の用に供した場合の適用を受けていた家屋を居住の用に供しなくなった年以後の各年分(再び居住の用に供した場合の再適用を受ける年分を除きます。)

(注) 死亡した日の属する年分については、その新築や購入した家屋又は増改築等をした部分を再び居住の用に供した日以後その日まで引き続き居住の用に供していた場合には、その日の住宅借入金等の残高を基にこの控除の適用を受けることができます。

- (3) 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した家屋について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条又は都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定により計画の認定の取消しを受けた場合には、その取消しを受けた日の属する年以後の各年分

3 再び居住の用に供した場合の適用を受けるための手続と必要な書類

(1) 家屋を居住の用に供しなくなる日までに必要な手続

手続は必要ありません。

(2) 適用を受ける最初の年分

『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)』の一面から三面の所定の欄に必要な事項を記載して、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」にその控除額を、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等(4から6の記載例参照)を転記するとともに、その計算明細書のほか、次の書類を確定申告書と一緒に税務署に提出する必要があります。

- ① 家屋の登記事項証明書(原本)や請負契約書の写しなど、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けるための添付書類(詳しくは、当初居住年の『住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』や『特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』を参照してください。)

(注) 平成27年分以前の申告では、この控除を受ける方の住民票の写し及び転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由が生ずる前において居住の用に供していたことを証する書類(当該事由が生ずる前にその家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票の写し等)も必要です。

なお、住民票の写しはマイナンバー(個人番号)が記載されていないものとしてください。

- ② 転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由によりその家屋を居住の用に供さなくなったことを明らかにする書類

なお、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合や住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合は、『(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書』を併せて提出する必要があります。

また、連帯債務に係る住宅借入金等を有する方は、『(付表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書』を併せて提出する必要があります。

※ 再び居住の用に供した場合の適用を受ける方が、この適用を受ける住宅借入金等以外の住宅借入金等についても(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合には、税務署にお尋ねください。

(3) 適用を受ける2年目以後の年分

① 確定申告書を提出してこの適用を受ける場合

『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)』の所定の欄に必要な事項を記載して、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」にその控除額を、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等(4から6の記載例参照)を転記するとともに、その計算明細書及び金融機関等から交付を受けた『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』(2か所以上から交付を受けている場合には、その全ての証明書)を確定申告書と一緒に税務署に提出する必要があります。

(注) 既に年末調整によってこの適用を受けた給与所得者がその年分の確定申告書を提出する場合には、金融機関等から交付を受け次の②により年末調整を受けるときまでに給与の支払者に提出した『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』は確定申告書と一緒に税務署に提出する必要はありません。ただし、年末調整によりこの控除を受けた住宅借入金等以外の住宅借入金等についてもこの控除を受けるためその年分の確定申告書を提出する場合には、金融機関等から交付を受けた『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』は年末調整を受けるときまでに給与の支払者に提出したのもも含めて確定申告書と一緒に税務署に提出する必要があります。

② 給与所得者が年末調整によってこの適用を受ける場合

確定申告をしてこの適用を受けた給与所得者は、その確定申告をした年の翌年以後の各年分の所得税について、年末調整によってこの適用を受けることができます。

年末調整によってこの適用を受けようとする方は、必要事項を記載した『給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書』、『年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書』及び金融機関等から交付を受けた『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』(2か所以上から交付を受けている場合には、その全ての証明書)を年末調整を受けるときまでに給与の支払者に提出する必要があります。

- (注) i 年末調整によってこの適用を受けようとする各年の12月31日まで居住する見込みであるとしてこの適用を受けた場合でも、同日まで居住していない場合には、この適用を受けることはできません。
- ii 確定申告書を提出してこの適用を受けた給与所得者で『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)』の「9 控除証明書の要否」欄の「要する」の文字を○で囲んだ方には、確定申告によって再び居住の用に供した場合の適用を受けた年の翌年以後の年分の『給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書兼年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書』が税務署から送付されます。
- iii 年末調整によってこの控除の適用を受けた給与所得者が確定申告する場合は、申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」にその控除額を、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等(4から6の記載例参照)を記載します。

なお、再び居住の用に供した場合の適用を受ける方が、災害により家屋を居住の用に供することができなくなった場合などの手続については、税務署にお尋ねください。

～市区町村からのお知らせ～詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

◎ 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除制度について

平成21年1月1日から平成29年12月31日までの間に居住の用に供した方のうち、所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額(特定増改築等に係るものを除きます。)がある方については、翌年度分(平成30年度分)の個人住民税から控除できる場合があります。

この制度の適用を受けるためには、年末調整によりこの制度の適用を受けている方を除き、原則として平成30年3月15日(木)までに住宅借入金等特別控除を受けるための確定申告書を所轄税務署へ提出する必要がありますのでご注意ください。

4 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」(一面)の記載例

- この明細書の書き方については、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方を参照して下さい。

平成29年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

提出用

○ この明細書は、住宅の取得等をして居住の用に供していた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない理由に基因してその家屋を居住の用に供さなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合で次に該当するときに使用します。

- ・ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合
- ・ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合

○ この明細書の書き方については、控用の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方を参照して下さい。

1 住所及び氏名 (共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

郵便番号	XXX-XXXX	フリガナ	
住所	〇〇市△△町X-XX-XX	氏名	
電話番号	XXX(XXX)XXXX	フリガナ	
フリガナ	コウセイ タロウ	氏名	
氏名	国税太郎		

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日	平成25年4月25日	再居住開始年月日	平成29年11月30日
再び居住の用に供した家屋の所在地	〇〇市△△町X-XX-XX		
居住の用に供していない期間の家屋の用途	<input type="checkbox"/> 賃貸の用 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> その他()		
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける		
	<input type="checkbox"/> 【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける		

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成24年4月13日 (平成 年 月 日)	
取得対価の額(補助金等がある場合は(付表1)の③の金額)	② 15,000,000 円	④ 17,000,000 円
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	⑤ 80.00 m ²	⑥ 100.00 m ²
うち居住用部分(床)面積	⑦ 80.00	⑧ 100.00

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑨ 平成 年 月 日
増改築等の費用の額(補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)	⑩ 円
うち居住用部分の金額	⑪ 円

※ ⑩(補助金がある場合は(付表1)の④の金額)が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 特定取得に係る事項

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の②又は3の③)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。	特定取得
--	------

5 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家屋	② 土地等	③ 合計	④ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有となっている場合のみ書いてください。	⑤	⑥	⑦	⑧
あなたの持分に係る取得対価の額等	⑨ 15,000,000 円	⑩ 17,000,000 円	⑪ 32,000,000 円	⑫ 円

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑬ 住宅のみ	⑭ 土地等のみ	⑮ 住宅及び土地等	⑯ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	⑰ 円	⑱ 円	⑲ 24,600,000 円	⑳ 円
連帯債務に係るあなたの負担割合(付表2)の⑲の割合 ※連帯債務がない場合には、100%と書きます。	⑳ %	㉑ %	㉒ 100 %	㉓ %
住宅借入金等の年末残高(付表2)の⑲の金額 ※連帯債務がない場合には、⑰の金額を書きます。	㉔ 円	㉕ 円	㉖ 24,600,000 円	㉗ 円
⑲と⑳のいずれか少ない方の金額	㉘ 円	㉙ 円	㉚ 24,600,000 円	㉛ 円
居住用割合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	㉜(㉔+㉕) %	㉝(㉕+㉖) %	㉞ 100.0 %	㉟(㉛+㉜) %
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(⑬×㉜)	㉟ 円	㊱ 円	㊲ 24,600,000 円	㊳ 円
住宅借入金等の年末残高の合計額(㉟の㉜+㊱の㉝+㊲の㉞+㊳の㉟)	㊴ 24,600,000 円			㊵ 24,600,000 円

※ ㊴の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㊴」欄に転記します。

整理欄	入力	住民	台帳番号	一連番号
-----	----	----	------	------

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

該当する区分の□にチェック(✓)します。

確定申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等を転記します(10ページ参照)。

5 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」(二面)の記載例

提出用	<p style="text-align: right;">氏名 <u>国税太郎</u></p> <p>7 特定の増改築等に係る事項 ※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。</p> <p>高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。</p> <p>1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)…………… <input type="checkbox"/></p> <p>2 障害者(1に該当する方を除きます)…………… <input type="checkbox"/></p> <p>3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます)…………… <input type="checkbox"/></p> <p>同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名() 続柄()</p>	二面	○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">高齢者等居住改修工事等の費用の額(※)</td> <td style="width: 5%;">⑩</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 5%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>断熱改修工事等の費用の額(※)</td> <td>⑪</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定断熱改修工事等の費用の額(※)</td> <td>⑫</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定多世帯同居改修工事等の費用の額(※)</td> <td>⑬</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定耐久性向上改修工事等の費用の額(※)</td> <td>⑭</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定の増改築等工事の費用の合計額(⑩+⑫+⑬+⑭)</td> <td>⑮</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額(⑮又は⑮×一面の①)</td> <td>⑯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高(一面の⑨と⑯のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得に該当しない場合は、最高200万円。) </td> </tr> </table> <p>※ ⑩欄から⑭欄までの金額が50万円を超えときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控用の『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方』の5をご覧ください。</p>				高齢者等居住改修工事等の費用の額(※)	⑩		円	断熱改修工事等の費用の額(※)	⑪			特定断熱改修工事等の費用の額(※)	⑫			特定多世帯同居改修工事等の費用の額(※)	⑬			特定耐久性向上改修工事等の費用の額(※)	⑭			特定の増改築等工事の費用の合計額(⑩+⑫+⑬+⑭)	⑮			あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額(⑮又は⑮×一面の①)	⑯			特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高(一面の⑨と⑯のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得に該当しない場合は、最高200万円。)			
高齢者等居住改修工事等の費用の額(※)	⑩		円																																
断熱改修工事等の費用の額(※)	⑪																																		
特定断熱改修工事等の費用の額(※)	⑫																																		
特定多世帯同居改修工事等の費用の額(※)	⑬																																		
特定耐久性向上改修工事等の費用の額(※)	⑭																																		
特定の増改築等工事の費用の合計額(⑩+⑫+⑬+⑭)	⑮																																		
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額(⑮又は⑮×一面の①)	⑯																																		
特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高(一面の⑨と⑯のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得に該当しない場合は、最高200万円。)																																			
<p>8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。</td> <td style="width: 5%;">番号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)</td> <td>⑱</td> <td style="text-align: center;">246,000</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">※ 三面の⑱の金額を転記します。</td> </tr> </table> <p>※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">適用期間</td> <td style="width: 15%;">適用期間の特例</td> <td style="width: 15%;">重複適用</td> <td style="width: 15%;">重複適用の特例</td> <td style="width: 15%;">※左の重複適用(の特例)を受ける場合に三面の⑲の金額を右に転記します。</td> <td style="width: 10%;">⑲</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">00</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> </tr> </table>				三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号	1		(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	⑱	246,000	円	※ 三面の⑱の金額を転記します。				適用期間	適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	※左の重複適用(の特例)を受ける場合に三面の⑲の金額を右に転記します。	⑲	00	円												
三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号	1																																	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	⑱	246,000	円																																
※ 三面の⑱の金額を転記します。																																			
適用期間	適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	※左の重複適用(の特例)を受ける場合に三面の⑲の金額を右に転記します。	⑲	00	円																												
<p>9 控除証明書の要否</p> <p>平成30年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。</p> <p style="text-align: right;">要する</p>																																			

確定申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。

